

大使館職員向け招聘ツアー業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年9月4日

福井県知事 石田 嵩人

1 業務概要

(1) 業務名

大使館職員向け招聘ツアー業務

(2) 業務目的

大使館職員向け招聘ツアーにより福井県PRを行い、首都圏在住外国人の誘客、インバウンドへの誘客に波及させる。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 履行期限

契約の日から令和9年3月20日（金）まで

<スケジュール>

令和8年9月 4日（金）	企画提案公募開始
9月24日（木）17：00	企画提案公募締切
9月25日（金）～28日（月）	書面審査
10月上旬	契約、業務開始

(5) 契約金額の上限額

4,000千円（消費税込）

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査会

の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (4) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- (7) 仕様書に記載している業務に精通し、類似の業務実績を有すること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 手続き等

(1) 業務担当部署

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁7階

福井県未来創造部未来戦略課 本田、中村

電話 0776-20-0226

E-mail mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp

(2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を保有していない場合は、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したものの）の写し、または受付確認メールの写し（電子申請システムで行った場合）

・過去2年以内の類似事業の契約書の写し

②提出期限

令和8年9月10日（木）17時00分

③受付時間

本公示日から令和8年9月10日（木）の9時00分から17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）へメールにより提出すること（提出期限を厳守すること）

※提出した場合は、必ず電話でメールの到着確認を行うこと。

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和8年9月14日（月）までに行い、メールにより申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

・企画提案書の提出について（様式2）

・企画提案書（任意様式）

企画提案書は、別紙仕様書をもとに以下の内容を盛り込み、社名を記載したものを提出すること。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

・実施方針（本業務のねらい）

イ 実施体制（人員体制、スケジュール、再委託等の有無）

ウ 企画提案者の概要等（企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先）

エ 参考見積（概算）

実施にかかる全ての経費およびその他の経費（会議・打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

②提出期限

令和8年9月24日（木）17時00分

③受付時間

本公示日から9月24日（木）までの9時00分から17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）へメールにより提出すること（提出期限を厳守すること）

（5）質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、上記（1）までメールにて送付すること

① 受付期間

本公示日から同年9月10日（木）17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

質問に対する回答は、メールにて行う。

4 契約方法等

次の手順による。

- （1）提出された企画提案書および見積書（以下、「企画提案書等」という。）について、令和8年9月25日（金）～28日（月）の期間に審査を行う。審査会は書面での実施とし、（2）評価項目に沿って審査員が評価を行い、契約予定者を決定する。
- （2）県は企画提案書等の内容を書面審査した上で契約予定者を決定する。評価は以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

【評価項目（配点）】

業務把握	・ 本業務の内容を十分に理解しているか。
業務実績等	・ 同種業務に係る実績があり、本業務を適切に執行するノウハウを有するか。
業務実施体制	・ 必要な人員を確保するなど、適正な運用体制をとり、本業務を正確かつ迅速に実施できる体制が提案されているか。
スケジュール	・ 早期に事業実施体制が整い、円滑な遂行が可能か。 ・ 年度内に事業を完了できるよう、妥当なスケジュールが提案されているか。
提案内容の適格性	・ 業務の手順・手法が適当で実現性があるか。 ・ 行程は、大使館関係者の嗜好に合った魅力的な行程となっているか。
創意工夫・独自性	・ 本業務の実施にあたり、効果的・効率的に実施するための工夫や事業効果をあげるための独自の提案が見られるか。
経費見積金額	・ 見積りの積算は妥当か。費用対効果が優れているか。

（３）ヒアリング

必要と認めるときは、電話またはウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

（４）契約予定者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を契約予定者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員にメールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

（５）決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

５ 契約方法等

- （１）企画提案者は、企画提案書等を提出する。
- （２）県は企画提案書等の内容を審査した上で契約予定者を決定する。
- （３）契約予定者と県との間で、企画提案書等を踏まえて委託内容や経費等について調整を行う。
- （４）契約予定者は、（３）の調整結果に基づき、福井県が指定する期日までに契約に向けた見積書を提出する。
- （５）見積書の内容を精査の上、福井県と契約予定者間で随意契約により契約を締結する。

6 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- ア 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- イ 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- ウ 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- エ 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- オ その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

7 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

8 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (5) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (6) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (7) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (8) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (9) 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- (10) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。

14 本件の問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁7階
福井県未来創造部未来戦略課 本田、中村
電話 0776-20-0226
E-mail mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp